

平成19年度

函館市健全化判断比率および
資金不足比率審査意見書

函館市監査委員

目 次

[意見書編]	ページ
平成19年度函館市健全化判断比率審査意見	1～ 2
実 質 赤 字 比 率	1
連 結 実 質 赤 字 比 率	1
実 質 公 債 費 比 率	1
将 来 負 担 比 率	1
平成19年度函館市資金不足比率審査意見	3～10
函館市水産物地方卸売市場事業特別会計	3
函館市風力発電事業特別会計	4
函館市中央卸売市場事業会計	5
函館市水道事業会計	6
函館市温泉事業会計	7
函館市公共下水道事業会計	8
函館市交通事業会計	9
函館市病院事業会計	10
[資料編]	
健全化判断比率および資金不足比率審査資料	

平成19年度函館市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

【健全化判断比率】

区 分	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率 (%)	-	11.25	20
連結実質赤字比率 (%)	1.55	16.25	30
実質公債費比率 (%)	10.8	25	35
将来負担比率 (%)	143.5	350	なし

連結実質赤字比率における財政再生基準については、平成21年度および平成22年度は40%、平成23年度は35%の経過措置がある。

(2) 個別意見

実質赤字比率について

当年度においては、実質赤字比率は発生していない。

連結実質赤字比率について

当年度の連結実質赤字比率は1.55%であり、早期健全化基準の16.25%と比較すると、これを下回っている。

実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は10.8%であり、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

将来負担比率について

当年度の将来負担比率は143.5%であり、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

平成19年度函館市水産物地方卸売市場事業 特別会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、資金不足比率は発生していない。

平成19年度函館市風力発電事業 特別会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、資金不足比率は発生していない。

平成19年度函館市中央卸売市場事業会計 資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、資金不足比率は発生していない。

平成19年度函館市水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、資金不足比率は発生していない。

平成19年度函館市温泉事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	41.5	20

(2) 個別意見

当年度においては、資金不足比率が経営健全化基準の20%を上回る41.5%となっていることから、これまで実施してきた各種対策の効果を検証しながら、さらなる資源・施設の有効活用に取り組むとともに、経費節減を図り、抜本的な温泉事業のあり方の検討も含め、不良債務を早期に解消し、経営の健全化に努められたい。

平成19年度函館市公共下水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率について

当年度においては、資金不足比率は発生していない。

平成19年度函館市交通事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	-	20

(2) 個別意見

資金不足比率の算定に際しては、解消可能資金不足額がある場合には、その額を資金不足額（不良債務）から控除することから、平成19年度の交通事業会計においては、資金不足額より解消可能資金不足額が大きいため、資金不足比率は発生しないこととなる。

しかし、交通事業会計は、多額の運転資金不足額があることから、今後、解消可能資金不足額について分析や検証に努めるとともに、事業経営にあたっては、より一層、経営の効率化を図り、引き続き、乗客の確保・増加のためサービスの向上と安全運行に努めるほか、新たな計画の策定にあたっては、現計画の検証をはじめ、地域の公共交通機関の全体のあり方を十分に踏まえ進められたい。

平成19年度函館市病院事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の対象

平成19年度資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成20年7月28日から平成20年8月25日まで

3 審査の要領

審査にあたっては、提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令の趣旨に沿って適正に作成されているかを確認、さらにこれらの書類の計数が正確に表示されているかについて決算書および地方財政状況調査（決算統計）の統計数値等と照合を行い審査した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記表の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

区 分	平成19年度	経営健全化基準
資金不足比率(%)	29.5	20

(2) 個別意見

当年度においては、資金不足比率が経営健全化基準の20%を上回る29.5%となっていることから、今後においては、平成20年1月に策定された「病院事業の収支見通し」に基づき、医療サービスの一層の向上を図るとともに、診療体制の強化、経費の削減、未収金の早期回収など各種増収策の推進に努め、より一層の経営改善に努力されたい。

また、平成20年度に策定される「公立病院改革プラン」により、地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、経営の効率化を図られるよう要望する。

健全化判断比率および
資金不足比率審査資料

目 次

[資料編]	ページ
1 健全化判断比率	1~7
実質赤字比率	1
連結実質赤字比率	2
実質公債費比率	4
将来負担比率	6
2 資金不足比率	8
3 審査資料の用語説明	9

1 健全化判断比率

実質赤字比率

普通会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入の増加策を講じるとともに、解消の期間も長期にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態となっていることになる。

当年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、マイナス1.13%となっており、実質赤字比率は発生していない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{A}{B}$$

A = 一般会計等の実質赤字額： 一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

B = 標準財政規模

【平成19年度】

$$\frac{A : 804,297 \text{千円}}{B : 70,913,391 \text{千円}} = 1.13\% \text{ (黒字)}$$

Aの内訳

(単位：千円)

会計名	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	123,540,236	122,818,934	6,206	715,096
港湾事業特別会計	4,093,283	4,054,715		38,568
奨学資金特別会計	44,067	41,552		2,515
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	108,947	48,111	12,718	48,118
計	127,786,533	126,963,312	18,924	804,297

実質赤字額の表示は実質収支が黒字である。

実質赤字比率を算出する際の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計においては、不用額が翌年度繰越財源となる。

Bの内訳

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額	37,073,040
普通交付税	31,312,760
臨時財政対策債発行可能額	2,527,591
計	70,913,391

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すものであり、赤字が多額となっている会計が存在する場合、全体の見地からみても大きな問題となっていることを示している。

なお、公営企業の赤字を計算する場合には、不良債務額から解消可能資金不足額を差し引くこととなる。

この連結の赤字が生じた場合には、十分にその原因を明らかにする必要があるとともに、早期解消が必要である。

また、この比率が高くなるほど、その解消期間も長期にわたる可能性がある。

当年度の連結実質赤字比率は1.55%であり、早期健全化基準16.25%を下回っている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{C}{B}$$

C = 連結実質赤字額：イと口の合計額が八と二の合計額を超える場合の当該超える額

イ = 一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

口 = 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

八 = 一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

二 = 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

B = 標準財政規模

【平成19年度】

$$\frac{C : 1,105,573 \text{ 千円}}{B : 70,913,391 \text{ 千円}} = 1.55\%$$

Cの内訳

(単位：千円)

一般会計・特別会計 (イ・八)	歳入総額 a	歳出総額 b	翌年度繰越財源 c	実質赤字額 d = (b + c) - a
一般会計	123,540,236	122,818,934	6,206	715,096
港湾事業特別会計	4,093,283	4,054,715		38,568
奨学資金特別会計	44,067	41,552		2,515
母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	108,947	48,111	12,718	48,118
小計	127,786,533	126,963,312	18,924	804,297
国民健康保険事業特別会計	34,958,484	35,225,363		266,879
自転車競走事業特別会計	19,863,747	20,638,666		774,919
老人保健医療事業特別会計	33,260,500	32,745,819		514,681
介護保険事業特別会計	18,410,216	18,192,301		217,915
計	234,279,480	233,765,461	18,924	495,095

企業会計(法適・法非適) (ロ・二)	流動負債または 歳出額 a	流動資産または 歳入額 b	解消可能資金 不足額 c	資金不足額 d = a - b - c
水産物地方卸売市場事業特別会計	235,189	242,551		7,362
風力発電事業特別会計	18,009	21,044		3,035
中央卸売市場事業会計	23,806	93,509		69,703
水道事業会計	149,517	1,838,992		1,689,475
温泉事業会計	152,373	27,935		124,438
公共下水道事業会計	366,925	957,841		590,916
交通事業会計	1,583,833	87,416	2,617,958	-
病院事業会計	6,713,688	2,876,967		3,836,721
計	9,243,340	6,146,255	2,617,958	1,600,668

合計	+	1,105,573
----	---	-----------

交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなる。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

借入金の返済額およびこれらに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すもので、この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まる。

当年度の実質公債費比率は10.8%であり、早期健全化基準25%を下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(D + E) - (F + G)}{B - G} \text{ の3か年平均}$$

D = 地方債の元利償還金

E = 準元利償還金：イからホまでの合計額

イ： 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ： 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの（例 下水道事業の雨水分元利償還金など）

ハ： 組合・地方開発事業団（以下「組合等」という。）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの（例 はこだて未来大学の校舎分元利償還金など）

ニ： 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの（例 臨空工業団地購入費など）

ホ： 一時借入金の利子

F = 特定財源（貸付金の元利償還金、住宅使用料、都市計画税など）

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

B = 標準財政規模

【実質公債費比率の3か年平均】

平成17年度単年度	平成18年度単年度	平成19年度単年度	3か年平均
11.8%	10.6%	10.1%	10.8%

【平成19年度単年度の実質公債費比率】

（単位：千円）

$$\frac{(D : 15,580,724 + E : 2,894,488) - (F : 2,948,116 + G : 9,280,104)}{B : 70,913,391 - G : 9,280,104} = 10.1\%$$

Eの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	0	
ロ	2,348,805	中央卸売市場事業会計：26,847 水道事業会計：97,018 温泉事業会計：225 公共下水道事業会計：983,325 交通事業会計：23,960 病院事業会計：1,217,430
ハ	285,802	広域連合負担金（公債費元利償還相当分）
ニ	248,553	土地購入分（第2次臨空工業団地ほか）：216,389 物品購入費（車両割賦購入費）：23,745 その他（利子補給費）：8,419
ホ	11,328	一時借入金の利子
合計	2,894,488	

将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかねばならないので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高くなる。

当年度の将来負担比率は143.5%であり、早期健全化基準350%を下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{H - (I + J + K)}{B - G}$$

H = 将来負担額：イからチまでの合計額

イ： 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ： 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）

ハ： 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

ニ： 当該団体が加入する組合等の地方債の元利償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ： 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ： 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト： 連結実質赤字額

チ： 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担等見込額

I = 充当可能基金額： 上記イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

J = 特定財源見込額

K = 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

B = 標準財政規模

G = 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

【平成19年度】

(単位：千円)

$$\frac{H : 233,993,289 - (I : 0 + J : 17,260,534 + K : 128,248,137)}{B : 70,913,391 - G : 9,280,104} = 143.5\%$$

Hの内訳

(単位：千円)

区分	金額	内 訳
イ	157,136,762	一般会計等の地方債現在高
ロ	2,591,486	国営土地改良事業に係るもの： 17,224 依頼土地の買い戻しに係るもの： 832,208 社会福祉施設等整備費補助金ほか： 1,742,054
ハ	35,795,419	中央卸売市場事業会計： 316,364 水道事業会計： 1,134,601 温泉事業会計： 1,083 公共下水道事業会計： 16,422,155 交通事業会計： 251,993 病院事業会計： 17,669,223
ニ	6,215,438	函館圏公立大学広域連合分
ホ	27,576,476	退職手当支給予定額
ヘ	3,572,135	土地開発公社： 3,561,559 制度融資に係る損失補償： 10,576
ト	1,105,573	連結実質赤字額
チ	0	
合計	233,993,289	= H

2 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して、指標化し、経営状況の深刻度を示すもので、この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業として経営に問題がある。

当年度の資金不足比率は下記のとおりであり、温泉事業は41.5%および病院事業29.5%で経営健全化基準20%を上回っている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{L}{M}$$

L = 資金の不足額：

資金の不足額（法適用企業）=（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高-流動資産）-解消可能資金不足額

資金の不足額（法非適用企業）=（繰上充用額+支払繰延金・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）-解消可能資金不足額

M = 事業の規模：

事業の規模（法適用企業）=営業収益の額-受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）=営業収益の額に相当する収入の額-受託工事収益に相当する収入の額

【各会計の資金不足比率】

（単位：千円）

企業会計(法適・法非適)	流動負債 または歳出額 a	流動資産 または歳入額 b	解消可能 資金不足額 c	資金不足額 L = a - b - c	営業収益 M	資金不足 比率 L / M
水産物地方卸売市場事業特別会計	235,189	242,551		7,362	134,477	-
風力発電事業特別会計	18,009	21,044		3,035	14,395	-
中央卸売市場事業会計	23,806	93,509		69,703	151,970	-
水道事業会計	149,517	1,838,992		1,689,475	4,619,102	-
温泉事業会計	152,373	27,935		124,438	299,594	41.5%
公共下水道事業会計	366,925	957,841		590,916	6,146,770	-
交通事業会計	1,583,833	87,416	2,617,958	-	1,072,851	-
病院事業会計	6,713,688	2,876,967		3,836,721	12,967,358	29.5%

資金不足額の表示は資金剰余である。

交通事業会計においては、解消可能資金不足額があるため資金不足額が生じないこととなる。

3 審査資料の用語説明

用語	説明	備考
普通会計	地方財政状況調査において統一的に用いられる会計区分であり、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を統合し、会計間の重複等を控除して一つの会計として集計したものをいう。	
標準財政規模	基準財政収入額の算定の対象とされた標準税収入総額と普通交付税の合計額である。 なお、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模は、標準税収入額と普通交付税を加算した額である。 また、健全化判断比率を算出する際の「標準財政規模」は、地方財政状況調査（決算統計）における標準財政規模と臨時財政対策債発行可能額の合計額である。	実質赤字 比率関連
標準税収入額	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の額をいう。	
臨時財政対策債発行可能額	地方公共団体の一般財源の不足を補てんするため、地方財政法第5条の特例として投資的経費以外の経費にも充てるために発行される地方債で普通交付税の算定額と実交付額の差額である。	
解消可能資金不足額	事業の性質上、減価償却費が収入を上回るなど構造的に資金の不足額が生じる等事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額をいう。	連結実質 赤字比率 関連
基準財政需要額	普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うためなどの財政需要を一定の方法によって合理的に算定した額をいう。	実質公債 費比率 関連